



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 67 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 68 " ( " )
- 69 " ( " )
- 70 " ( " )
- 71 " ( " )
- 72 生活保護法による指定施術機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 73 生活保護法による施術機関の指定 ( " )
- 74 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 75 特定中小企業集積の活性化に関する計画 ( " )
- 76 農地保有合理化事業実施規程の一部改正 (農林水産総務課)
- 77 土地改良事業施行協議の適否決定等 (農村計画課)
- 78 土地改良事業変更協議の適否決定等 ( " )
- 79 換地処分決定 ( " )
- 80 紀中地域森林計画の樹立 (林業振興課)
- 81 紀北地域森林計画の変更 ( " )
- 82 紀中地域森林計画の変更 ( " )
- 83 紀南地域森林計画の変更 ( " )
- 84 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 85 " ( " )
- 86 道路の区域変更 (道路保全課)
- 87 " ( " )
- 88 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 公安委員会告示

- 3 警備員指導教育責任者講習の実施

### ○ 公告

- 平成17年度和歌山県行政書士試験の合格者 (市町村課)
- 和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の指定 (労働企画課)
- 和歌山海区における区画漁業の免許 (資源管理課)
- 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (生活排水課)
- 紀三井寺公園、紀三井寺緑地、和歌山県営相撲競技場及び秋葉山公園県民水泳場の指定管理者の指定 (住宅環境課)

河西緩衝緑地東松江緑地、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地河西公園の指定管理者の指定 ( " )

和歌公園の指定管理者の指定 ( " )

和歌山県立橋本体育館の指定管理者の指定 ( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第67号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年2月26日まで縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成17年12月26日
- 2 名称  
特定非営利活動法人竜風塾
- 3 代表者の氏名  
大草和子
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県西牟婁郡白浜町1384番地の57
- 5 従たる事務所の所在地  
和歌山県西牟婁郡白浜町919番地の19
- 6 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民及び地域を訪れる者に対し学術、文化、芸術又はスポーツに関する事業を行い、伝統美を普及させ、地域活性化に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第68号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年2月26日まで縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 申請年月日  
平成17年12月26日
- 2 名称  
特定非営利活動法人ひいふうみい会
- 3 代表者の氏名  
亀田秀美
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市土入241番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害をもつ人々に対して、小規模作業所運営に関する事業を行い、障害者が生き活きと、誇りをもって暮らしていけるよう支援し、また、地域福祉に根ざした活動をもって誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第69号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年2月27日まで縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 申請年月日  
平成17年12月27日
- 2 名称  
特定非営利活動法人来実の会
- 3 代表者の氏名  
谷川正純
- 4 主たる事務所の所在地  
紀の川市西三谷614番地
- 5 従たる事務所の所在地  
紀の川市東大井313番地1
- 6 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、デイサービス・居宅介護事業と共同作業所及びグループホームに関する事業を行い、障害者雇用促進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第70号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の

規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年2月27日まで縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 申請年月日  
平成17年12月27日
- 2 名称  
特定非営利活動法人ポラーノわかやま
- 3 代表者の氏名  
中公之
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市友田町4丁目18番
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会の中で文化活動及びスポーツを通じてまちづくりの推進を図るとともに、公園緑地、文化施設、スポーツ施設、及びこれらの関連施設の有効活用のための調査・研究・管理を行い、もって地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第71号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年2月27日まで縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 申請年月日  
平成17年12月27日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌山県港湾整備振興機構
- 3 代表者の氏名  
南出武將
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市土佐町3丁目30番地の1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、港湾の清掃、整備および利用の促進を図ることにより港湾を振興し、もって港湾隣接地区の住環境の向上と災害時における港湾事業者、住民間の相互扶助精神の涵養に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第72号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新あ 14-52	杉本治療所	新宮市新宮5533	平成 18.1.4

和歌山県告示第73号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
那柔 41-17	はたなか整骨院	那賀郡岩出町清水 354-1	平成 17.12.22
那あ 26-17	はたなか鍼灸院	那賀郡岩出町清水 354-1	平成 17.12.22

和歌山県告示第74号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
和歌山次郎丸ショッピングセンター  
和歌山市次郎丸38他
- 2 意見の概要  
(1) 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守してください。  
(2) ごみの集積場所については、悪臭や飛散に関して十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。  
また、分別収集にご協力願います。  
(3) 和歌山市屋外広告物条例を遵守してください。
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成18年1月20日から平成18年2月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第75号

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成9年法律第28号)第21条第1項の規定に基づき、特定中小企業集積の活性化に関する計画を作成し、平成17年12月1日に経済産業大臣の同意を得たので、次のとおり公表する(「次のとおり」は、省略し、和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に備え置いて縦覧に供する。)

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第76号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定に基づき、平成18年1月4日付け和農公第108号により財団法人和歌山県農業公社から申請のあった農地保有合理化事業実施規程の一部改正については、下記のとおり承認したので、同法第7条第5項の規定により告示する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
(1) 財団法人和歌山県農業公社  
(2) 和歌山市西汀丁26番地
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
和歌山県における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された地域をいう。)の区域
- 3 農地保有合理化事業の種類  
(1) 農地売買等事業  
(2) 農地売渡信託等事業  
(3) 農地貸付信託事業  
(4) 農業生産法人出資育成事業  
(5) 研修等事業

和歌山県告示第77号

那智勝浦町営土地改良事業(基盤整備促進事業下和田地区)の施行協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成18年1月23日から平成18年2月17日まで

3 縦覧場所

那智勝浦町役場

和歌山県告示第78号

紀の川市営(旧貴志川町営)土地改良事業(ため池等整備事業平池水路地区)の変更協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、当該協議を適当と決定したので、同法第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成18年1月23日から平成18年2月17日まで

3 縦覧場所

紀の川市役所

和歌山県告示第79号

白浜町営換地計画(平地区)の認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

2 縦覧期間 平成18年1月23日から平成18年2月17日まで

3 縦覧場所 白浜町役場

和歌山県告示第80号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき紀中地域森林計画を樹立したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第81号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第82号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第83号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第84号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字川原河字筏繫498の1(次の図に示す部分に限る。)、500の1、501、502の1、503の1、503の2、字宇井淵504の1(次の図に示す部分に限る。)、504の2、507の1、509、510の1、字後垣内547、

553、553の2、554の1、555の1、字下モ五味558の4、559の1、559の2、559の4、大字浅間字井ノ脇191・193・字大串194から196まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字符繁502の1・字宇井淵504の1・507の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、504の2、字後垣内554の1(次の図に示す部分に限る。)、553の2、555の1、字下モ五味558の4・559の2・559の4(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第85号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字大又字大津248の1、248の2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

和歌山県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メートル	メートル	
有田郡有田川町大字岩野河字東田537番1地先から同町大字川口字坂尻1097番1地先まで	旧	4.90 ∩ 15.30	1,348.00	
同上	新	4.90 ∩ 15.30	1,348.00	
同上	新	8.10 ∩ 28.70	1,480.00	

和歌山県告示第87号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 船津和佐線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メートル	メートル	
日高郡日高川町大字和佐字宮ノ前438番地先から同町大字和佐字清水川493番1地先まで	旧	4.00 ∩ 9.00	156.00	
同上	新	10.70 ∩ 13.20	156.00	

和歌山県告示第88号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村 良樹

指定番号	指定位置	申請者 申住氏 者所名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2857	那賀郡岩出町 大字溝川字笠 屋鼻168番3の 一部、里道	那賀郡岩出 町大字溝川 202番の3 西川悟	平成 18. 1. 11	4.00	31.64

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第3号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成18年1月20日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳人

1 講習の期間、場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項第1号の業務に係る警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習(施設警備)」という。)	平成18年2月20日(月)から平成18年2月23日(木)までの4日間(各日とも午前9時から午後5時まで)	和歌山市園部1276番地 雇用・能力開発機構和歌山センター	30名
警備業法第2条第1項第2号の業務に係る警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習(雑踏・交通誘導警備)」という。)	平成18年2月27日(月)から平成18年3月1日(水)までの3日間(各日とも午前9時から午後5時まで)	同上	同上

2 講習の対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

3 受講希望の申出期間及び申出先

講習区分	申出期間	申出先

特例措置講習(施設警備)	平成18年1月23日(月)から平成18年1月25日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時まで)	和歌山県内の各警察署(受講を希望する者自身が申し出ること。)
特例措置講習(雑踏・交通誘導警備)		

4 受講希望者の手続及び受講予定者の決定について

(1) 受講希望する者の申出の受付

受講を希望する者は、上記3の受講希望の申出期間内に、和歌山県内の最寄りの警察署に出向き、備付けの書面にて受講希望の申出を行うこと(代理人による申出は受け付けない。)

(2) 受講しようとする者の決定等

ア 申出者の数が定員を超えた場合

受講希望の申出の期間終了後、申出者の数が定員を超えていた場合は、抽選により受講しようとする者(以下「受講予定者」という。)を決定する。

イ 申出者の数が定員を超えなかった場合

受講希望の申出の期間終了後、申出者の数が定員を超えていなかった場合は、申出をした者全員を受講予定者とする。

(3) 受講希望の申出者に対する通知について

受講予定者に決定した者に対しては受講予定者に決定した旨を、抽選に漏れた者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込書等の提出期間及び提出先

講習区分	提出期間	提出先
特例措置講習(施設警備)	平成18年2月6日(月)から平成18年2月8日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時まで)	受講希望の申出を行った警察署(受講予定者自身が提出すること。)
特例措置講習(雑踏・交通誘導警備)		

6 受講予定者の手続について

受講予定者に決定した者は、上記5の受講申込書等の提出期間内に、次の書類等を受講希望の申出を行った警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、受講予定者に決定していることを無効とする(提出期間内に受講申込書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1部

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(2) 旧資格者証の写し 1部

(3) 手数料

ア 特例措置講習(施設警備) 金 23,000円

イ 特例措置講習(雑踏・交通誘導警備) 金 14,000円

円

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。また、手数料は、納付後は、いかなる場合も返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

8 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

9 問い合わせ先

講習についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全企画課(電話073-423-0110(内線3027))又は最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)まで行うこと。ただし、定員に達したか否かの確認については、電話にて和歌山県警察本部生活安全企画課へ行うこと。

公 告

公 告

平成17年10月23日に実施した平成17年度和歌山県行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成18年1月20日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 池ノ内 祐司

受験番号

5910056

5910166

5910492

公 告

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第74号)附則第2項の規定により、和歌山県勤労福祉会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県勤労福祉協会  
和歌山県和歌山市北出島一丁目5番47号
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

平成18年1月20日和歌山海区における区画漁業を次のとおり免許した。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 漁場計画の公示の際の公示番号 平成17年和歌山県告示第1356号
- 2 免許番号 和特区第754号
- 3 漁業権者の住所及び氏名 日高郡由良町衣奈785-1  
衣奈浦漁業協同組合
- 4 免許の内容 平成17年和歌山県告示第1356号公示内容のとおり
- 5 制限又は条件 漁場区域内に1,000㎡を超えて生簀を敷設してはならないこと。
- 6 存続期間 平成18年1月20日から平成20年8月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第78号)附則第2項の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第79号)附則第2項、和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第80号)附則第2項及び県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第81号)附則第2項の規定により、紀三井寺公園、紀三井寺緑地、和歌山県営相撲競技場及び秋葉山公園県民水泳場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 はまゆうグループ  
(代表となる団体)  
奥アンツーカ株式会社本店  
大阪府東大阪市長田東3丁目2番7号  
(構成員)  
近畿電設工業株式会社  
和歌山県和歌山市松江北七丁目10番28号  
株式会社ヘッズ  
大阪府大阪市北区浪花町12番24号
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第79号)附則第2項の規定により、河西緩衝緑地東松江緑地、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地河西公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団  
和歌山県和歌山市毛見200番地
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第79号)附則第2項の規定により、和歌公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県文化振興財団  
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第82号)附則第2項の規定により、和歌山県立橋本体育館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 橋本市  
和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで